

## 旭市ふるさと応援寄附推進事業地元事業者等募集要領

### 1. 目的

ふるさと納税制度により旭市の魅力を全国に発信し、旭市の知名度の向上と地元産業の活性化を図るため、旭市へふるさと応援寄附をされた市外の方（以下「寄附者」という。）へ贈呈する市の特産品等（以下「返礼品」という。）の提供に協力していただける事業者（以下「地元事業者等」という。）を募集します。

### 2. 地元事業者等の要件

次の要件の全てに該当していることとします。ただし、要件の全てに該当しても、市が適当でないと認めた場合は、地元事業者等として登録されない場合があります。

- ① 旭市内に事業所、店舗、工場、事務所等を有する法人、団体又は個人事業者であること。
- ② 市税の滞納がないこと。
- ③ 代表者又は従業員が旭市暴力団排除条例（平成24年旭市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員、同条例第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- ④ 個人情報 を適正に取り扱うことができること。
- ⑤ 下記「6. 地元事業者等にさせていただくこと」について、指定された期限内に対応ができること。

### 3. 返礼品の要件

返礼品は、加工品・製造品などのほか、宿泊券・体験ツアーなどのサービスの提供も含めるものとし、次の要件の全てに該当していることとします。ただし、要件の全てに該当しても、市が適当でないと認めた場合は、返礼品として登録されない場合があります。

- ① 地元事業者等により生産、製造、加工、販売若しくは提供が行なわれる商品又はサービスであること。
- ② 市の知名度の向上及び産業の活性化に寄与するものであること。

- ③ 法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反しないものであること。
- ④ 品質・数量について、安定供給が見込めること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは取扱いを認めるものとする。
- ⑤ 食料品の場合は、寄附者に到着後、一定期間の消費期限が保証されていること。
- ⑥ 商品券等の金銭類似性の高いもの、電化製品等の資産性の高いものは認めない。

#### 4. 返礼品の価格

返礼品の価格については、寄附金額に応じ、下の表のとおりとします。

返礼品の価格には、商品（サービス）代、梱包費、消費税を含むものとし、返礼品代金と送料を市が負担します。

区分	寄附金額	返礼品価格（税込）	市の負担額
A	1万円以上 1.5万円未満	寄附金額の10分の3以内	返礼品代金 + 送料
B	1.5万円以上 2万円未満		
C	2万円以上 2.5万円未満		
D	2.5万円以上 3万円未満		
E	3万円以上 3.5万円未満		
F	3.5万円以上 5万円未満		
G	5万円以上 7万円未満		
H	7万円以上 10万円未満		
I	10万円以上		

#### 5. 地元事業者等のメリット

- ① インターネットのふるさと応援寄附専用サイトに返礼品の画像、商品名、事業者名などが掲載されます。また、地元事業者等にホームページがある場合、希望により掲載欄にリンクを貼ります。
- ② 市が作成するふるさと応援寄附のパフレット等に返礼品及び事業者名を掲載します。

- ③ 返礼品発送時に、自社製品等のパンフレットやカタログを同封して頂くことで、自社製品等の販売促進・PRが可能です。

## 6. 地元事業者等にさせていただくこと

### ① 返礼品の発送業務

- ・ 返礼品の準備
- ・ 市と委託契約した一括代行業者（以下「委託業者」という。）からの発注書の受領・確認
- ・ 返礼品の梱包
- ・ 運送業者による集荷への対応

### ② 返礼品の清算業務

- ・ 委託業者からの返礼品の支払通知の受領及び確認
- ・ 返礼品代金の受領（毎月1回）

## 7. 申込期間

平成29年8月1日から随時

## 8. 申込方法

下記書類を旭市役所企画政策課まで提出してください。

- ① 旭市ふるさと応援寄附推進事業地元事業者等登録申込書兼返礼品登録申込書（様式1）
- ② 事業者の概要がわかる書類（任意様式。パンフレット等でも可）
- ③ 返礼品の画像データ
- ④ 返礼品のパンフレット等（提出任意）

## 9. 選考方法

市が申込書等の提出書類により要件等を審査し、地元事業者等及び返礼品としての登録の可否を申込者へ通知します。

登録に併せて、委託業者と返礼品の売買契約を締結していただきます。

## 10. 個人情報の保護

地元事業者等は、この事業による業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、旭市個人情報保護条例（平成17年旭市条例第15号）及び関係法令を遵守してください。

寄附者の個人情報、返礼品の送付以外の目的に使用することができません。ただし、返礼品に同封したパンフレット・カタログ等により、改めて寄附者から地元事業者等への商品購入申込み等で入手された個人情報については、この限りではありません。

#### 11. その他留意事項（地元事業者等の責務など）

- ① 地元事業者等は、登録申込みをした返礼品を変更又は辞退する場合は、速やかに市へ届け出し、承認を受けるものとします。
- ② 地元事業者等は、次に掲げるような問題が発生した場合は、速やかにその内容等について市へ報告するものとします。
  - ・返礼品の発送の遅延
  - ・返礼品の生産、製造又は取扱い等の中止
  - ・返礼品の製造又は発送過程における事故等
  - ・返礼品の品質等に関する寄附者からの苦情等
- ③ 地元事業者等は、返礼品の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとします。なお、返礼品の品質等に関する保証や苦情等の対応について、市は一切の責任を負いません。
- ④ 市は、地元事業者等又は返礼品がそれぞれ本要領2又は3の要件に該当しなくなつたと認める場合、その登録を取り消すことがあります。
- ⑤ ふるさと応援寄附推進事業（返礼品の贈呈）に係る市が行う業務については、委託業者が行います。

#### 12. 申込み・問い合わせ先

旭市役所 企画政策課 政策推進班

TEL：0479-62-5382 FAX：0479-63-4946

E-mail：seisaku@city.asahi.lg.jp